

西宮市老人保護措置費支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第21条第2号の規定による老人保護措置事務の実施に要する費用（以下「措置費」という。）の支弁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支弁の対象)

第2条 措置費は市長が行う法第11条第1項第1号及び第2項に規定する事業を対象とする。

(対象施設)

第3条 この要綱の対象となる施設は別表第1に掲げる通りとする。

(定義)

第4条 この要綱において「措置費」とは、第5条から第8条までに規定する事務費、生活費、移送費及び葬祭費を合算したものをいう。

(事務費)

第5条 別表1に掲げる養護老人ホーム（以下「施設」という。）の事務費（月額）は、次の一般事務費及び特別事務費を合算したものとする。

(1) 一般事務費

別表第2に示す一般事務費基準額

(2) 特別事務費

次に掲げるアからエまでの規定により算定した額を合算したものをいう。ただし、3月分の特別事務費（月額）の算定に当たっては、オにより算定した額を加えるものとする。

ア 障害者等加算

施設に入所している要支援・要介護非該当者に対する処遇の充実を図るため、毎年4月1日現在において、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知）」（以下「加算通知」という。）別記の1に示すところに準じて養護老人ホームの障害者等加算の対象施設と認定された施設に入所している障害者等加算の対象となる入所者について別表第3に示す額。

イ 介護保険料加算

施設における被措置者のうち、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」（以下「措置指針」という。）別紙2の別表1に基づく費用徴収基準月額額の1階層の適用を受ける者であって、介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

ウ 老人短期入所加算

在宅生活が一時的に困難となった者を短期間入所させた場合に、様々な援護を要することから処遇の向上を図るため、加算通知別記の8に示すところに準じて老人短期入所による措置が行われた施設について次に掲げる額。

1人当たり日額 300円

エ 介護サービス利用者負担加算

施設における被措置者による介護保険サービスの利用があった場合に、当該者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額のうち、加算通知別記の9により認定された額。

オ 入所者処遇特別加算

社会福祉施設においても高齢者等が働きやすい条件の整備を図り、高齢者等によるきめ細やかな入所者サービスの向上を図るため、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、加算通知別記の3に示すところに準じて入所者処遇特別加算を必要とするものと認定された場合について次に掲げる額。

1人当たり月額 同通知に定める加算単価

（生活費）

第6条 施設の一般生活費は、別表第4のとおりとする。

2 施設の生活費加算は、措置指針別紙1の2に示すところに準じ、次の（1）から（3）までに規定する加算を合算したものをいう。

（1）期末加算

毎年12月1日現在における被措置者につき加算

1人当たり 5,380円

（2）病弱者加算

施設に入所している被措置者のうち病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものにつき加算

1人当たり 13,780円

（3）被服費加算

毎年4月1日現在における被措置者につき加算

1人当たり 1,040円

(移送費)

第7条 次に掲げる移送に必要な最小限度の額

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合
- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合は除く。）

(葬祭費)

第8条

- (1) 基準額 1件当たり 209,000円
- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が15,580円を超えるときは、23,060円から15,580円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は、死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,350円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を（1）から（5）までにより得た額から控除する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

養護老人ホーム名称	所在地
西宮市立養護老人ホーム 寿園	西宮市上ヶ原八番町1番10号

別表第2

人件費、管理費別養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）

養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

入所者数（人）	人件費（円）	管理費（円）	一般事務費基準額 （円） （人件費＋管理費）
20	208,480	15,290	223,770
21-30	139,110	10,570	149,680
31-40	131,360	9,640	141,000
41-50	126,230	9,000	135,230
51-60	105,960	7,640	113,600
61-70	104,340	7,540	111,880
71-80	101,730	7,120	109,150

備考 一般事務費基準額は、表中の人件費欄と管理費欄の金額を合算した額。

別表第3

施設定員（人）	障害者等加算単価（月額：円）
81～110	24,920

備考 加算の単価（1人当たり月額）

別表第4

区分		一般生活費（円）
養護老人ホーム		55,040
冬期加算（11月から3月まで）		2,160
入院した場合の入院患者日用品費	基準額	24,250
	冬期加算	1,000